

政府原子力災害現地対策本部ニュースレター 第3号 平成23年 4月7日

東日本大震災、福島第1・第2原子力発電所事故のために、現在避難・退避されている皆様には、大変な御不便・御心配をおかけしております。

なかなか十分な情報が伝わらない中、皆様の安全・安心を少しでも向上していただけるよう、このニュースレターをお配りさせていただいております。日々の生活の中で、原発事故に関連するわかりにくい問題を取り上げて、できるだけわかりやすく整理するよう心がけております。

今回は、「水道水」について整理させていただきました。御参考にしていただければ幸いです。

水道水に含まれる放射性物質の「指標」って何ですか？

飲料水の放射線濃度については、以下のとおり指標を設定して、これを上回る場合、摂取制限を呼びかけております。

	放射性ヨウ素	放射性セシウム
一般	300ベクレル/kg	200ベクレル/kg
乳児	100ベクレル/kg	(一般と同様)

指標値を超える水道水を一時的に飲んだとしても、健康に影響が生じる可能性はとても低いので、過剰に心配する必要はありません。

ほかに飲み水が確保できない場合には、乳児も含め、飲んでいただいても大丈夫です(脱水症状の方が問題です)。

*「ベクレル」というのは、水などの中に含まれている放射性物質の強さの単位です。数字が大きいほどたくさん放射線が出ます。

福島県の水道水は大丈夫ですか？

福島県内では、一時7つの市町村の水道水がこの指標を超えたため、飲用を控えるようご案内していましたが、4月6日現在、上記指標を下回ったことから、飯舘村における乳児の制限を除きすべて解除されました。

なお、飯舘村では、指標は下回りましたが、念のため、乳児による飲用は控えるよう、継続して広報しています(乳児向けに、村がペットボトルの配布を行っています)。